

グループホームに係る令 114 条 2 項の取扱いについて（静岡県）

グループホームは規模によらず「寄宿舍」として取り扱う（食堂・便所・浴室等を 1 箇所又は数箇所に集中して設けるものに限る。また、児童福祉施設等との複合用途である場合は、寄宿舍及び児童福祉施設等のいずれかに該当するものとして個別に判断する）。

なお、この場合における令 114 条 2 項の防火上主要な間仕切壁の範囲は、就寢室等の相互間の壁で 3 室以下かつ 100 m²以下に区画する壁であるほか、次の部分も該当する。

- ◇ 就寢室等と避難経路を区画する壁。ただし、耐火建築物で 3 室以下かつ 100 m²以下に就寢室等を区画する壁を要しない小規模なもの（共同住宅の場合は住戸単位）については、それ自体で廊下や間仕切壁に代わる防火避難上の対策がとられたものとみなし、当該区画壁を防火上主要な間仕切壁として扱わないものとする事ができる。

なお、「就寢室等」は、特定の居住者が就寝する等居住する一定のプライバシーが確保された独立して区画された部分※をいい、当該部分として利用することができる居室の部分もこれに該当する（例：LDK のうち居室の部分）。

※平成 25 年 9 月 6 日国住指第 4877 号の「貸しルーム」居室取扱いを参照した

- ◇ 火気使用室とその他の部分を区画する壁。ただし、火気使用室から直接出入りする小規模な非居室（洗面所、便所等）は火気使用室に含むものとし、当該区画壁を防火上主要な間仕切壁として扱わないものとする事ができる（当該建築物の構造・規模は問わない）。

なお、IH 調理器による台所は火気使用室とみなさない。

★耐火建築物である共同住宅の場合

就寢室等の合計が 3 室以下かつ 100 m²以下→当該区画のための防火上主要な間仕切壁の設置は不要

↓

防火避難上の対策がとられたものとみなす（耐火建築物、小規模であること）

就寢室等と避難経路を区画する壁についても、防火上主要な間仕切壁の設置は不要

火気使用室（IH 調理器による台所を除く）とその他の部分を区画する壁→防火上主要な間仕切壁の設置が必要（火気使用室から直接出入りする小規模な非居室は火気使用室に含むことができる）